

残念な相続⑥指名後継者の交代

早すぎた後継者の決定

首都圏で建設業を一代で築いた創業社長の M 氏（72 歳）には、長男 A（40）、次男 B（35）、長女（32）の 3 人の子供がいました。当初 M 氏は、A に事業を承継させるつもりで、15 年前に創業した建設会社 M 社の株式の一部を A に贈与していました。

M 社の現在の株主構成は M 氏 50%、M 氏の妻 30%、A 20%です。

しかし A は、M 社に入って事業に携わると事業に不向きなことが判明しました。また、M 氏のみならず一緒に働く B との折り合いが悪く、兄弟で一緒に事業をやることは無理だと M 氏には思われました。そうして M 氏は次第に B に会社を承継させたい、と考えるようになりました。5 年前には、自宅も二世帯住宅を建て直し B 一家（既婚で子供 1 人）と同居を始めました。

そんな中、3 年前に決定的な事件がおこりました。A は M 社の専務だったのですが、社長である M 氏の逆鱗に触れ、専務を解任されてしまいました。それ以降、A は M 社の平取締役としてわずかな給与を支給されていますが、会社にも殆ど出社せず、実家にも寄り付かず、すっかり M 氏と疎遠となっていました。

ところが今年になって、M 氏は脳梗塞で倒れ、一命は取り留めたものの体力に全く自信がなくなってしまう。社長の地位を B に譲り、自分は退職することにしました。そこで問題となったのが、15 年も前に A に譲ってしまった M 社の株式 20%です。仲が悪い A が大株主のまま、B は会社を継ぐことを嫌がっています。

A 名義の株式が何とか B の名義にならないか、資産のほとんどが M 社株式と自宅とアパートの不動産である M 氏と妻の財産をどうやって子供たちに相続させるのがよいか、健康に自信をなくした M 氏は、至急結論を出さねばならなくなりました。

遺言書作成

M 氏は自分が元気なうちに、公正遺言証書を妻とともに作成する決意をしました。自分名義の会社の株式は B に、自宅の建物・土地も同居する B に、隣接する賃貸アパートは長女 C に、としましたが、すでに A に贈与している会社の株式 20%は、どうすることもできません。A と話し合い、会社の株式と賃貸アパートとを交換することも検討しましたが、A は全く話し合いに応じる気配がありません。

スクイーズアウト（長男から株式を強制買取り）

そこで M 氏は、顧問弁護士と相談して、ハードランディングを決意します。会社の定款を変更して、少数株主の株式を会社が買取るスクイーズアウト（少数株主排除）を断行することにしました。また事前に M 氏は、病気を理由に B に代表権を譲って退職し、退職金を受け取りました。これは一方で M 社の株価下げにもなり、A から会社が買い取る株式の価格も下がることになりました。また M 氏はもらった退職金で、B との二世帯住宅の改築資金としました。公正遺言証書も、このベースに、A の遺留分を考慮して作成し直しました。

